

ハラスメントへの対応方針

株式会社読売プラスは、地域や取引先等の皆さまに価値あるサービスをお届けすることを目指しています。そのためには、従業員が安心して働ける環境が欠かせないと考え、2013年に「ハラスメント防止規定」を制定しました。様々なハラスメントに対して必要な措置を迅速かつ適切に講じると定め、相談窓口を設置するとともに、厳正な処分や再発防止に取り組む方針を明らかにしています。2026年10月の改正労働施策総合推進法施行に際しては、社外からのハラスメント被害から従業員を守る「社外ハラスメント対応規定」を制定しました。また、同月施行された改正男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえ、ハラスメント防止規定に学生を含むあらゆる求職者の皆さまに対するハラスメントの防止を盛り込んでいます。カスタマーハラスメントおよび就活ハラスメントに関する当社の取り組みは以下の通りです。

<カスタマーハラスメント>

当社は、加害者が社内か社外かを問わず、ハラスメントは重大な人権侵害であり、従業員の名誉や尊厳が損なわれるような事態は許さないという認識に立っています。ハラスメントは組織として「させない、許さない」という姿勢で臨み、職場全体で相談しやすい環境づくりに努めるという基本方針の下、対応の手順や詳細を社外ハラスメント対応規定に示しています。

カスタマーハラスメントに該当する不当な言動(性的な言動を含む)や過剰な要求、暴行、SNSへの誹謗中傷等が認められた場合は、従業員のプライバシーを守りつつ、組織として厳正に対処します。不法行為に該当するような悪質なケースについては、必要に応じて、弁護士や行政機関等と連携し、対応を検討する場合があります。

<就活ハラスメント>

従業員のみならず、学生や求職者の皆さまをハラスメント行為から守るため、相談窓口を設置して対応しています。相談窓口は、面接などに参加した皆さまや、OB・OG訪問に来られた皆さまが利用できます。当社の採用サイト(<https://yomiuri-plus.com/recruit.html>)などに連絡先を記載しています。面接などを通じて学生や求職者の皆さまと接する当社の採用担当者や従業員には、ルールや注意点をまとめたマニュアルを配布して周知・啓発を行います。

今後も地域や取引先、求職者等の皆さまからのご意見やご質問に対し、一つ一つ誠実に向き合い、対応していきます。また、ハラスメントの加害者にも被害者にもならないように、従業員に対し、ハラスメントに関する知識及び対応策の教育・研修を実施し、健全な就業環境の確保に努めていきます。